

四日市市告示第408号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

令和3年6月17日

四日市市長 森 智 広

1 名称

山手町自治会

2 規約に定める目的

本会は、区域内の会員相互の連絡、環境の整備、集会所その他施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関する事。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 会員の福利厚生に関する事。
- (4) 集会所、その他施設の運営に関する事。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事。

3 区域

四日市市山手町の全域、緑丘町3457番地2、3457番地9

4 事務所

四日市市山手町3342番地4

5 代表者の氏名及び住所

伊藤 邦明

四日市市山手町3362番地5

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定めた解散の事由

地方自治法第260条の20の規定による場合又は、総会において総会員の4分の3以上の承諾を得た場合

9 認可年月日

令和3年6月1日

(市民文化部市民生活課)